

学校施設の適正規模の基準について

1. 学級数の基準

学級数の規模について、学校教育法施行規則及び適正規模・適正配置に関する手引きでは、下図のとおり国の基準が示されています。本市の基準では、小学校で各学年2学級以上(1校当たり12学級以上)、中学校で各学年3学級以上(1校当たり9学級以上)を標準規模としています。

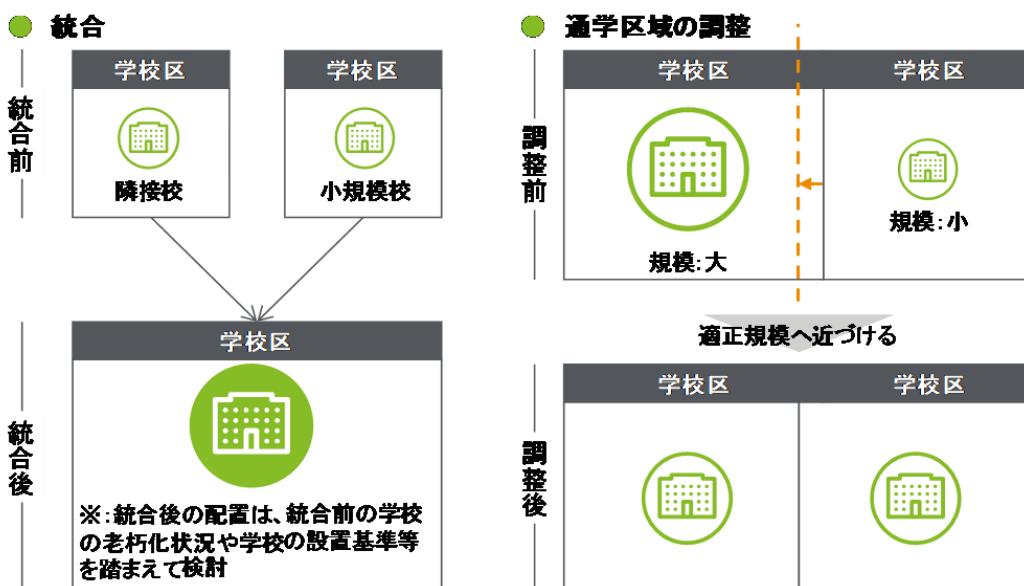
[国及び西東京市における学級数の基準]

対象	1校当たりの学級数																										
	~	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
国基準 (小・中学校)	標準規模未満																									過大規模校	
市基準 (小学校)	⇒各学年2学級以上(1校当たり12学級以上)																										
市基準 (中学校)	⇒各学年3学級以上(1校当たり9学級以上)																										

なお、国においては、1校当たり31学級以上の過大規模校については、速やかにその解消を図るよう設置者に対して促しており、本市では、25学級以上の大規模校または過大規模校となる場合には、「通学区域の調整」を基本に、学校及び地域の実情に応じた最適な方法を検討することとしています。

また、本市では、標準規模未満の学校については、学校規模や隣接する学校間の距離、地域の実情を踏まえ、「通学区域の調整」及び「統合」を効果的に組み合わせ、最適な方法を検討することとしています。

[適正規模・適正配置の取組のイメージ]



2. クラスサイズの基準

クラスサイズ(1学級当たりの人数)については、東京都教育委員会が定める基準を踏まえ、現在、本市では小学校は35人学級編制が行われており、中学校は40人学級編制となっています。中学校は令和8年度から段階的に35人学級編制を各学年で導入していくこととしています。

【35人学級編成における学級数と児童・生徒数の関係性】

1学年当たりの学級数	2学級	3学級	4学級	5学級
クラスサイズ	18~35人	23~35人	26~35人	28~35人

小・中学校における実際の教育活動に着目すると、同じ学級数であっても、児童・生徒の実数により、教育活動の展開の可能性や児童・生徒への影響が大きく異なることが予想されます。

3. 学校への影響

学級数及びクラスサイズの多寡による児童・生徒の学習・学校生活や、教職員による学校運営への影響として、以下に示す影響が生じると言われております。

【学級数が少ない場合に生じる影響】

対象	内容
授業・学校生活	<p>①チーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法がとりにくい</p> <p>②クラブ活動や部活動の種類が限定され、選択の幅が狭まりやすい</p> <p>③運動会や文化祭などの集団行動及び行事の教育効果が下がる</p> <p>④上級生と下級生のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩が少なくなる</p> <p>⑤クラス替えでメンバーが変化しないことから、いじめが発生したときに当事者を離せないなど、人間関係が固定化しやすい</p> <p>⑥集団の中での自己主張や他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい</p> <p>⑦教員数が少なくなることで、教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある</p>

対象	内容
学校運営	<p>⑧教員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスの取れた配置を行いにくい</p> <p>⑨教員個人の力量への依存度が高まり、安定的な学校運営に影響が生じる可能性がある</p> <p>⑩教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重くなり、平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる</p> <p>⑪学年別や教科別の教員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力等が行いにくい</p> <p>⑫学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある</p>

【学級数が多い場合に生じる影響】

対象	内容
授業・学校生活	<p>①学校行事等において、係や役割分担のない児童・生徒が現れる可能性があるなど一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる場合がある</p> <p>②集団生活においても同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある</p> <p>③同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童・生徒間の人間関係が希薄化する場合がある</p> <p>④児童・生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある。</p> <p>⑤特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある</p> <p>⑥全教職員により、児童・生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、きめ細やかな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある</p>
学校運営	<p>⑦学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる可能性がある</p>